

石油製品部会の開催趣旨及び枠組み について

内航海運が中長期的に目指すべき方向性(将来像)について

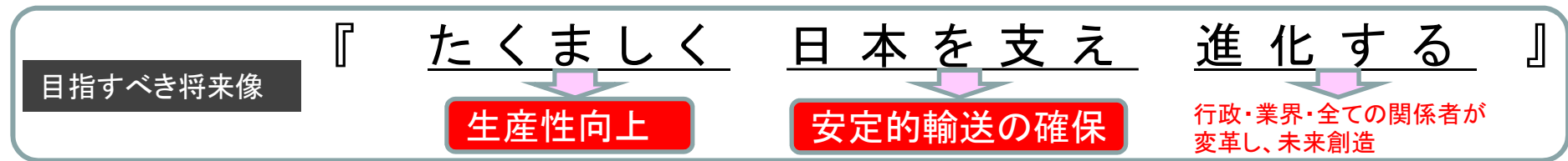
- 内航海運が今後も産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能する必要があること、社会全体で生産性向上が求められていることから、現下の内航海運を巡る諸課題の早期解決のために、まず、内航海運が目指すべき将来像を明確化した上で対策を講じる必要がある。
- このため、目指すべき将来像として「**安定的輸送の確保**」と「**生産性向上**」の2点を軸として位置づけるとともに、その実現による目標を可能な限り明らかにし、評価に資するための指標を設定。

「安定的輸送の確保」

- ・若年・女性船員の確保・育成の促進
- ・円滑な代替建造の支援
- ・新たな輸送需要の掘り起こし
- ・船舶管理会社の活用促進等事業者の経営基盤の強化

「生産性向上」

- ・省エネ化・省CO2化の推進
- ・先進船舶等効率的な運航のための技術の開発・普及



将来像(概ね10年後目途)

- 先進船舶による効率性向上
- 円滑な代替建造促進
- 若年船員の確保・育成促進

<目標>

- ・内航船の平均総トン数: **20%増**
- ・内航船員一人・一時間当たりの輸送量: **17%増**

- 事業基盤の強化
- 荷主等との連携強化

<目標>

- ・産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合: **5%増**
- ・内航海運の総積載率: **5%増**

- モーダルシフトの一層推進
- 省エネ化・省CO2化の推進

<目標>

- ・海運によるモーダルシフト貨物輸送量: **23%増**

荷主等との連携、技術革新を通じた「**安定的輸送の確保**」・「**生産性向上**」の実現

「内航未来創造プラン」で定めた将来像のための具体的施策

- 目指すべき将来像として位置付けた「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点の実現に向け、「内航海運事業者の事業基盤の強化」「先進的な船舶等の開発・普及」「船員の安定的・効果的な確保・育成」等について、次のような具体的施策を盛り込むとともに、それぞれの施策についてスケジュールを明示。

1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

- 船舶管理会社の活用促進
 - 「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮称)登録制度の創設・運用(H29～創設、H30～運用)
- 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化
 - 「安定・効率輸送協議会」(仮称)の設置(H29～)
- 新たな輸送需要の掘り起こし
 - 「海運モーダルシフト推進協議会」の設置(H29～)
 - モーダルシフト船の運航情報等の一括情報検索システムの構築(H29～)
- 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等

2. 先進的な船舶等の開発・普及

- IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～
 - 自動運航船(Auto-Shipping)の開発(H37目途)
- 円滑な代替建造の支援
 - (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充(H30～)
- 船舶の省エネ化・省CO2化の推進
 - 内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及(H29～暫定試行、H31～本格導入)
 - 代替燃料の普及促進に向けた取組(「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進)
- 造船業の生産性向上

3. 船員の安定的・効果的な確保・育成

- 高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革
 - (独)海技教育機構の4級海技士養成課程における教育改革(養成定員拡大等)
- 船員のための魅力ある職場づくり
 - 499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和(H29～)
 - 船内で調理できる者の人材の確保
 - 船員派遣業の許可基準の見直し(H29～)等
- 働き方改革による生産性向上
 - 船員配乗のあり方の検討(H29～)等

4. その他の課題への対応

- 内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応
- 船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応
- 海事思想の普及

内航未来創造プラン(抜粋)

Ⅲ. 今後取り組むべき具体的施策等

1. 内航海運事業者の事業基盤の強化

(2) 荷主企業・内航海運事業者等間の連携による取組強化(「安定・効率輸送協議会」(仮称)の設置)

① 現状・課題

- 内航海運は、荷主 - オペレーター - オーナーの専属化・系列化が固定化している業界構造となっている。今後、大宗貨物である産業基礎物資の輸送需要が低下傾向となる中、将来にわたる船員の確保・育成や船舶建造を持続的・安定的に行うためには内航海運事業者単独の取組には限界がある。
- このため、荷主企業と内航海運事業者の間での課題の共有・意思疎通等の連携を一層強化していくことが必要である。

② 取組の内容

- 船員や船舶の高齢化といった構造的課題について、中長期的視野に立って、関係者が問題意識を共有し取り組んでいく体制として、産業基礎物資の品目(鉄鋼、石油製品、石油化学製品等)毎に、荷主企業、内航海運事業者(オペレーター及びオーナー)、行政等から成る「安定・効率輸送協議会」(仮称)を設置し、定期的を開催することとする。
- 同協議会においては、内航海運に関わる関係者の適切な負担のあり方にも留意した上で、船員の確保・育成、老朽船の代替、労働環境改善、荷役作業軽減、安全運航の確保、燃料高騰の際の対応等に係る意見交換、課題の共有等を図る。
- さらに、関係者の連携による輸送の効率化に係る好事例の表彰制度(「内航効率化大賞」(仮称))を創設することとする。

③ 取組の進め方

- 平成29年度中に「安定・効率輸送協議会」(仮称)を設置し、船員の確保・育成、老朽船の代替、労働環境改善、荷役作業軽減等に係る意見交換・課題の共有等を開始する。
- また、平成30年度より「内航効率化大賞」(仮称)を創設する。

④ 期待される効果

- 荷主企業と内航海運事業者の連携が図られることにより、持続的・安定的な船員の確保・育成、円滑な船舶建造や安全・効率的輸送の促進に寄与する。

石油製品部会の開催の背景及び目的

背景

- 内航海運は、荷主-オペレーター-オーナーの専属化・系列化が固定化している業界構造となっている。

今後、大宗貨物である産業基礎物資の輸送需要が低下傾向となる中、将来にわたる船員の確保・育成や船舶建造を持続的・安定的に行うためには内航海運事業者単独の取組には限界がある。

こうした状況の下、「内航未来創造プラン」(平成29年6月とりまとめ)において、荷主企業、内航海運事業者の間での課題の共有・意思疎通等の連携を一層強化していくことが必要であるとされたところ。

このため、荷主企業、内航海運事業者、行政等の中で産業基礎物資の品目ごとにテーマを設定し、その対応等に係る意見交換、課題の共有等の連携を一層強化していくことが必要。

目的

- 内航海運における石油製品輸送に係る持続的・安定的な船員の確保・育成、老朽船の代替、労働環境改善、荷役作業軽減、安全運航の確保、燃料高騰の際の対応等に係る意見交換、課題の共有等を図る。

石油製品部会の枠組み

部会の枠組み

- 安定・効率輸送協議会を設置し、その下に産業基礎物資ごとの具体的な議論を行うため、鉄鋼、石油製品、石油化学製品部会を設置する。

名称	安定・効率輸送協議会
構成員	荷主 日本鉄鋼連盟 石油連盟 石油化学工業協会
	内航海運 日本内航海運組合総連合会 内航大型船輸送海運組合 全国海運組合連合会 全国内航タンカー海運組合 全国内航輸送海運組合 全日本内航船主海運組合
	行政 国土交通省海事局 経済産業省製造産業局金属課(オブザーバー) 経済産業省製造産業局素材産業課(オブザーバー) 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課(オブザーバー)

名称	安定・効率輸送協議会 ＜鉄鋼部会＞	安定・効率輸送協議会 ＜石油製品部会＞	安定・効率輸送協議会 ＜石油化学製品部会＞
構成員	荷主 日本鉄鋼連盟 製品物流小委員会メンバー	石油連盟海運専門委員会メンバー	石油化学工業協会 内航ケミカル船WGメンバー
	内航海運 ・内航大型船輸送海運組合 ・全国海運組合連合会 ・全国内航輸送海運組合 ・全日本内航船主海運組合	全国内航タンカー海運組合	全国内航タンカー海運組合
	行政 国土交通省海事局内航課 経済産業省製造産業局 金属課(オブザーバー)	国土交通省海事局内航課 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油精製備蓄課(オブザーバー)	国土交通省海事局内航課 経済産業省製造産業局 素材産業課(オブザーバー)